

大蔵委員会議録第十六号

昭和三十三年三月二十日(水曜日)

午前十一時十八分開議

出席委員

委員長 山本 幸一君

理事有馬 英治君 理事黒金 泰美君

理事小山 長規君 理事高見 三郎君

理事藤枝 泉介君 理事平岡忠次郎君

理事横鏡 重吉君

大平 正芳君 奥村又十郎君

加藤 高藏君 杉浦 武雄君

内藤 友明君 坊 秀男君

前田房之助君 山本 勝市君

有馬 耀武君 石野 久男君

石村 英雄君 春日 一幸君

神田 大作君 久保田鶴松君

田方 廣文君 横山 利秋君

出席政府委員

大蔵政務次官 足立 篤郎君

大蔵事務官 原 純夫君

(主税局長)

委員外の出席者

専門員 椎木 文也君

三月二十日

委員久野忠治君辞任につき、その補
欠として仲川房次郎君が議長の指
で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

連合審査会開会に関する件

とん税法案(内閣提出第一五号)

特別とん税法案(内閣提出第一六号)

印紙税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一九号)

トランプ類税法案(内閣提出第四五

第一類第五号

大蔵委員会議録第十六号

昭和三十三年三月二十日

関税定率法の一部を改正する法律案
(内閣提出第五六号)

関税定率法の一部を改正する法律の
一部を改正する法律案(内閣提出第
五七号)

揮発油税法案(内閣提出第七二号)
地方道路税法の一部を改正する法律
案(内閣提出第七三号)

中小企業の資産再評価の特例に関す
る法律案(内閣提出第七六号)

関税法の一部を改正する法律案(内
閣提出第九八号)(予)

○平岡委員長代理 これより会議を開
きます。

委員長に差しつかえがありますの
で、指名により私が委員長の職務を行
います。

とん税法案外税関係九法律案を一括
議題として質疑を行います。奥村又十
郎君、

○奥村委員 政策的なことですが、昨
日大蔵大臣にお尋ねすることが、時間
の関係でできなかったのが、主税局長
にちょっとお尋ねしておきます。臨時
税制調査会の答申案によりますと、昭
和三十三年度には、法人税を二割程度
せひ減税したいという答申を出してお
るようですが、これは、今のところ政
府はその通りに実施するようなお考え
でございませうか。

○原政府委員 三十三年度の問題であ
りますから、その際になりまして最終
の結論は出したと思っております

が、私どもとしては、できる限りそう
いたしたいという気持は持っております。

○奥村委員 これも大蔵大臣にお尋ね
すべきことですが、時間の関係もあり
まして、きのうはお尋ねできなかった
ので、主税局長にお尋ねするのです
が、大蔵大臣の御意見によりますと、
税制改正は今限りではない、いろい
ろな状況が許すならば、来年も再来年
も税制改正をやって、適切な税制を
作っていききたい、こういう御趣旨で
あったように思う。そこで、今回物品
税の増徴はできなかった、それでは、
来年そういう法人税の減税などの機会
に、物品税の改正をお考えになってお
るかどうか。来年のことを申してはま
ことに空漠たる話であります、それ
をお尋ねする私の気持としては、これ
は、当然として物品税の増徴は何かし
かしなければならなかった。特に臨時
税制調査会であれば強調しておるこ
とであるし、また当の主税局長も、昨
年の九月以来、いろいろな大蔵省から
お出しになった資料をながめてみる
しなれば、税金全体の公平が期せられ
ないといふことを口に出しておし
やってはおらなかつたように思います
が、そのような資料をすいぶんお出し
になったし、また臨時税制調査会も、
そういう主税局長のお気持が反映して
おると思うのです。なぜ物品税をある
程度増徴しなければならぬかという
ことの原因については、これはもう私

から申し上げるまでもなく、臨時税制
調査会で詳しく書かれておることであ
ります。また主税局長も、よくおわか
りのことと思っております。私は、
特にこの際つけ加えて申し上げたいこ
とは、物品税は何も全般的に一がいに
言うのではなくして、特に零細な中小
企業者の作る物品に対しては課税すべ
きではない。いかに理屈は立っても、
零細な企業者については、消費者に物
品税の転嫁が実際問題としてできな
い。従って、業者の中でいろいろなアン
バランスができるし、また徴税上技術
的にはなはだ困難である、こういう意
味から、大企業が製造する、しかも比
較的豊かな所得階級の方々、いわゆる
高額所得の階級の方々がおもに使用さ
れるような、たとえばテレビとか電気
洗濯機、高級織物、観光バスなどには
課税した方がよい、かように私は思う
のです。こういう意味からいけば、現
在課税しておるものでも、あるいはた
とえばラムネなどは免税した方がよい
という御意見もまたことにございともな
御意見と思っておりますが、こういったよう
に考えるのであります。そこで、この
いうだれが考えても税の公平上当然課
税すべきである、もしそれを課税しな
ければ、物品税全体としての調和がと
れないし、また税制調査会の答申にも
あるように、特に今回税率引き下げに
よって、所得税において高額所得者に
非常に恩恵があるのだから、そういう
方々の使用する比較的奢侈的な高級な
物品に課税すべきを、なぜしなかつた

かということを私どもは非常に残念に
思うのであります、この理由をお尋
ねしたい。しかし、これは率直な理由
を果して言っていたらどうか危
むのであります、一つ勇氣を出し
て、主税局長のほんとうのところを言
うてもらいたいと思っております。

○原政府委員 間接税一般につきまし
て、臨時税制調査会で非常に突っ込ん
だ御研究があり、そうしてはつきりし
た答申が出ておりますことは、御存じ
の通りであります。直接税と間接税の
ウェイトをどうするかという問題がそ
の中心になるわけであり、直接
税が非常に重くて、その結果納税も
まいかないというふうな段階におい
て、間接税にウェイトをある程度移し
ていく、かつお話しした通り、間接税の
対象となし得るもの、担税力に
よく見合うというものがなお相当ある
というふうな見地からの答申であるわ
けでありまして、その考え方は、私ど
もまさに正しいというふうな考え
しております。そこで、なぜ今回それをや
らなかつたかということであり、
が、端的に申しますれば、一つには、
自然増収が非常に多額に出た、そうし
て間接税の増徴問題も、一つには、所
得税軽減の財源問題としていわれたと
いう面があるわけであり、そういう
いう自然増収が相当多く出るとい
うことになり、そういう面を考慮
したものが、まあそれが結論を

とん税法案外税関係九法律案を一括
議題として質疑を行います。奥村又十
郎君、

○奥村委員 政策的なことですが、昨
日大蔵大臣にお尋ねすることが、時間
の関係でできなかったのが、主税局長
にちょっとお尋ねしておきます。臨時
税制調査会の答申案によりますと、昭
和三十三年度には、法人税を二割程度
せひ減税したいという答申を出してお
るようですが、これは、今のところ政
府はその通りに実施するようなお考え
でございませうか。

○原政府委員 三十三年度の問題であ
りますから、その際になりまして最終
の結論は出したと思っております

支配した一番大きな理由だというふう
に申し上げてよろしいと思ひます。な
お突っ込んで言いますれば、間接税の
方でどうするかという問題につきまし
ては、調査会の答申は、物品税を中心
とし、揮発油税、印紙税というふうな
ものが並んでおるわけですが、突っ込
んで言いますと、答申のように、物
品税に、現行のものは大体そのままに
して、それに新たな品目を加えるとい
うのも一つの行き方でありますが、全
部洗い直してみれば、物品税の各品目
相互の間に相当いろいろな問題がある
ということ、それから物品税と他の各
税との間にもまた問題があるというよ
うな点がございします。白地にものを
書くということであれば、それらを一
白紙に戻して議論することになら
りますが、実際には、間接税の立法と
いうことにつきましては、なかなかそ
ういう白地に書くような立法が行われ
がたい。これはもう昔からの実情で
す。そういうような意味で、どうい
ふうにして白地に書くのにならなく近
いような案が実現するようにやるか
というような点も、実際問題として非常
に大きな問題でございします。それらも
考えあわせて、今回は特に自然増収が
多い、こういう際に増徴ということ
は、なるべくやむを得ぬものにとどめ
ていくということに考えたわけであり
ます。突っ込んだ議論でいへば、増徴
はしないにしても、全体同じ税率の中
で、各税の間に、また物品税なら物品
税の中において、バランスをとるとい
う問題がありますが、それらは、ただ
いま申しましたような事情から、なお
漸次機会を見て直すという以外に方法
はないのじゃないかというふうにか

まして、この際は最小限度の改正を、
間接税体系ではお願ひするということ
にいたしましたわけでありまして、
○奥村委員 主務局長のお立場では、
今のような御答弁になるのもやむを得
ないかも知れませんが、どうもこう
奥村に物のほさまったような御答弁
で、今のお話によると、自然増収が意
外に多いから、物品税の増徴をしなく
てもいいと言われておるが、その御答
弁には、臨時税制調査会のメンバーの
方々は非常に不満に聞いております。
現に臨時税制調査会では、何も物品税
の増徴は増収の増収だけを望んでい
ない、税の公平をはかりたいというこ
とをあれほど強く強調しておるのに、
主務局長、あなたはあれをお説みにな
らぬのですか。読んでおられてそうい
う御答弁をなさるとすれば、またして
も形式的な御答弁で、これでは、おそ
らく国民はすなおには納得して聞けぬ
と思う。また大蔵大臣も、たびたび国
会で、この問題についての御答弁によ
ると、物品税は大衆課税だからかけな
いというふうなことを言っておられま
すが、少くとも大蔵大臣の御答弁とし
て、ほんとうの御答弁を避けておると
思われる。おそれくそんなことで納税
者は納得するものではないと思ひます。
今テレビや電気洗濯機は、全国すべて
の家庭に行きわたっておるものじゃな
い、これが大衆課税というものは、あま
りにも大き過ぎる。また、それか
らすれば、これは少し話が横道に行き
ますが、社会党の諸君が、物品税を大
ざっぱに、これは臨時課税だから撤廃
すべきだ、大衆課税だから撤廃すべ
きだという議論も、また税法の論議とし

てはいかにも大き過ぎる、これはお互
いに反省しなければいかぬと思ひます。
そこで主務局長にお願ひしたい。ふち
こで主務局長にお願ひしたい。ふち
割って言えば、業者の反対が強い、そ
の業者の反対が政治力となって押され
る、これは、おそれくそういう要素が
かなりあるということ、皆知つてお
る。その業者の方々に局長からもよく
説いて聞かして、何も業者のふところ
から税金を出してもらうのじゃなし
に、税を軽減して、消費者に出しても
らうて、業者はいわば一緒に税を集め
るだけの手数をしんぼうして、納税に
協力してもらいたい。これに協力して
くれない業者は少いだらうと思ひので
す。もっとふち割って業者を納得さし
て、税の公平を期するように御努力が
願ひたい。むずかしい話でありませ
んが、しかしもの本筋はこうでありま
す。私は、先年中からソ連を視察い
たしましたが、ソ連における税の制度
を見ますと、いわゆる流通税と申し
ますか、消費税と申しますか、日本に
おける物品税と同じような性格のもの
が国の収入の約八割以上を占めており
ます。従つて時計などは、これは製
造価格の何倍の税がかかっている。そ
のかわりに、肉とかパンとか、そうい
う生活必需品は、むしろ課税するこ
ろか、国の補助を出しておる。これは
極端な話でありますけれども、やはり
消費物資、特にせいたくな高級な物資
を消費する場合に、その購買力に担税
能力あるものとして間接税を課税する
ということ、最も合理的な、また実
際的な課税であると思ひます。これは
意見にわたりますが、考えておいてい
ただきたいと思ひます。

とであります。毎年国会の終末には
政令改正をなさる。ことしは、政令改
正にどういふ考えを持っておられる
か。またこの三月末あるいは六月末に
は、免租あるいは制限税率の期限の乗
るものもある、こういうものについ
て、今政府はどういふお考えを持
ておられるか、ついでに承わつておき
たい。

○原政府委員 物品税関係について
は、調査会の答申も、増徴ないし新た
に課税するものと、軽減するものと両
方あったようなわけでありまして、今
回は先ほどのようなわけ、これをや
らぬということにいたしました関係
上、私どもとしては、原則として
一切手を触れないで参りたいという
うに思つております。期限の参りま
すものについても、期限の参りま
すのでそのままにしておくことを考
えております。

○奥村委員 そうすると、私は詳しく
調べていませんが、たしか天然色フ
ィルムなどは、最近のうちに免税の期限
が切れる、そうすると当然課税するこ
とになるのですが、これはたしか三月
三十一日と思ひますが、四月一日から
天然色フィルムに課税なさる方針で
おられるのですか。

○原政府委員 カラー・フィルムは四
月から課税になるものと思つており
ます。

○奥村委員 あれば税率何パーセント
でしょうか。

○原政府委員 三割でございします。

○奥村委員 これに関連しまして、先
年われわれミシンについての物品税は
たしか免税にした。ところが地方の市
町村で、今度は法定外普通税としてミ

シンに一台五十円から五百円くらいの
課税をしてる市町村が百何十カ市町
村ある。またうわさによると、電気洗
濯機やテレビにも市町村の方で法定外
普通税をかけたよという話もある。こ
うなると、国の方で免税しても、地方
でかければ同じこと、しかも地方の方
でかけるのは、かけるところもある
し、かけないところもあるし、非常に
不公平になるわけですが、これとの関
連はどう考えておられますか。

○原政府委員 なるべく国税と競合し
ないようという気持を持って、そ
ういふ意見を自治庁の方には申して
おりますが、たとえば自転車税、荷車税、
自動車税というように、やはり地方か
ら収益するというような意味で、ミ
シンなども、新しい制度でなくて、前
からほつほつあるようございします。非
常に嚴格に、国税でかかっておれば一
切いかぬということも言いかねるよ
うな市町村の財政の事情もありま
し、またなるべく競合しないようにと
いうことも、結局なるべくということ
であつて、絶対にいかぬとはなかなか
言いかねる。地方税につきまして
は、やろうという場合に、こちらが意
見を言えるという形になっておられ
て、必要に応じて意見は申してお
すけれども、非常に強く絶対いかぬと
いうほどのこともなからう。税率あた
りも、そういうものはそう重い税率で
ない、かなり輕微なものだと思ひま
す。承知しておりますし、ほどほどのこ
とではなからうかというふう
に思つて
いる次第であります。

○奥村委員 次に、昨日名義貸しの問
題について大臣のお考えを聞きたか
つたのですが、これは時間の関係でお聞

きすることができなかったもので、ただ主税局長にお願いの趣旨で、一つ資料を要求いたしておきたいと思ひます。

それは、先日米田閣僚長官に名義貸しの問題をお尋ねしたが、今回の法律改正で、四月一日からは適切な措置がとれると思うので、今回の措置はまことにけっこうで、これは私は両手をあげて賛成しますが、しかし今日までの税務当局の問題に対する税務執行ぶりについては、先日の御答弁はなはだあいまいで、つかみどころがない、そこで大蔵大臣にお尋ねするつもりであったが、時間の関係でお尋ねできなかった。名義貸しの問題だけでなく、従来株式の譲渡所得の課税の場合でも、証券取引所とか、あるいは株屋さんが法律にきめたにもかかわらず、いわゆる申告義務というものを怠っておられる。そこでなぜ怠るか、これはそういう業者の方が怠るののであるが、政府御当局も、断じて申告をさせる、法律を執行するという気が薄かったように思う。だんだんそれがこうして、どうも税法を尊重するといふ気が薄れたような感じがして、私はまことに残念です。そういうふうな過去を振り返ってみると、こんなことでは税法は確立できませんから、この際この名義貸しの問題ははっきりしておきたい、こういうことであります。

そこで、主税局長を通じて閣僚の方から一つ資料をとっていただきたい。先日あいまいでありましたので、お願いする資料は、まず第一に、いわゆる事業会社から証券会社へ扱った配当金、これは昨年一カ年分だけのことですが、一カ年間の配当金の総額、これは証券会社ごとにとまればまことに

けつこうですが、その総額、それからその配当金が当該証券会社の収入金として何多入っておるか、差引何多がいゆる大目所得者のあいまいな所得になつておるか、これをはつきり資料としてお出しを願ひたい。これに基いて確かめていくならば、この問題は必ずから明確になろうと思つたのであります。御承知の通り、もしかりに個人が自分の名義で配当所得を受けたが、これは実際は他人さんのものだ、そこでその名義の方が自分の所得として申告しない、そこで税務官吏が、それじゃ他人さんというのには、一体どなたさんに渡したのかと言つた場合に、その他人さんの名前は言えませんというふうなことで税務官吏は済ましておきますか。それと同様のことで、証券会社は大きいから、あるいはそれは経済上いろいろ波及する影響がありましようから、もちろん慎重を期さなければならぬけれども、ただその言葉に甘えて、あまりに税法を尊重しないということではいかぬと思う。そういう建前から、一つ資料をいただいでから、あなたの方と並行して、われわれもこの問題の実態を究明して参りたい、かように存じますので、資料をお願い申し上げます。

それからもう一つ、これはみなぎのうからの仕上げでありますので、ごしんほうを願ひたいと思ひますが、税率の軽減であります。所得税の税率軽減につきまして、実はこれは先年来委員会で私がずいぶん議論したところで、今回の税制改正にも私の意見が通らなかつたので、今後一つ私の意見をよく聞いて、もし私の意見に理由があるならば取り上げて、主税局長も今後よく取り

ていただきたいと思う。要は、先日社会党の諸君からお出しになつた手取り所得の増加率、これを加味していただきたいということ。表現は、私と社会党の方々の表現は違ひますが、しかし実態は同じことです。これは、従来の大蔵省の減税についての説明によりますと、単に税額の軽減割合だけをとりて言われる。しかしよく考えていただきたいのは、五十万円の所得者の税額は、五十万円に対して一割の、大きければ言つて五万円、ところが一千万円の所得者の税額は、大きければ言つて五割の五百万円、そうすると、所得に対する税額の割合が全然違ひるので、高所得者ほど税額の割合が多いのですが、それに一率に、たとえ一割ずつの減税をすれば、高所得者には高率の減税割合になる、そこを一つ考えていただきたい。もつと数字について言いますならば、五十万円の所得者の税金が一割で五万円、それを一割減税すれば五千万円ですから、五十万円の所得に対してはわずかに一割の減税になる。ところが千万円の所得者の税額は五百万円、その五百万円の一割減税すれば五十万円、そうすれば千万円の所得に対しては五割の減税になる。つまり所得総額に比べれば、低所得者は五割の減税であり、高所得者は五割の減税になる、これはそうなるでしょう。私の申し上げることがおわかりになつたかどうか、それを一つ先に聞きたい。

○原政府委員 それはわかります。この際さつきの資料の御要求について、閣僚の方から伝えていただけるだけあります。先日この席で長官から答弁がありましたように、会社の受け取り配

当金は収入に見ないということにいたしました。その程度整理しておられるか、それによつて難易の程度も違ひでしようし、また時間がかかるかからないかというところもあると思ひますので、その辺調べました上で、なお御連絡申し上げます。

○奥村委員 それでは、どうですか、この次からの減税の場合には、従来この減税に対する減税の割合と手取率に対する減税の割合と、両方並行して御説明になつた方が公平な御説明と思つたのですが、そのようにおやりになりませんか。

○原政府委員 そういう点が御関心でありますれば、そういうことはいたしてけつこうであります。ただこの際、今回の改正についてそういう見地かららんになるということについて、私どもの考えをちょっと申し上げておきたいのは、これもたびたび申し上げておることですが、戦争を通じて経済も非常にゆがみ、税制も非常にゆがみました。このゆがみをだんだん直そうと累年努力してきておるわけでありますが、実際問題としては、特定の五百億なら五百億を所得者の減税に充てるとした場合に、やはり特に政治的な角度といふことが、わかりやすさといふたようなことが割合に安易にとり扱はれて、控除に財源をほとんど使つた。それは、二十五年以来の税制改正の総財源の八割が控除に使われておるといふことになっております。その結果現在われわれの持つております税法上の負担が、そのものずばり見まして、それぞれその階級についてあまりにアンバランスであるという

感じがいたしてあります。ここに詳細な資料を持ってあります。たとえば千万円のところ、事業所得の場合ですと、事業の方は事業も入りまますから、それまでくめて考えますれば、手元に残るのはわずかに三百万円くらいになつてしまふというふうな状態になつております。それについて考え方はいろいろありましようが、私どもとしては、やはり控除の率と税率の割合というものを考へて、もう各課税になつていゝ人々の税負担というものは非常に重いということを考へたわけです。重い結果が、納税者の方も十分な申告もされないし、税務の方も重いという感覚を持つて、法律通りの執行がなかなかできないというふうなことで、これはもう重いだけでなくて、その間に非常な不公平が実際上できるというふうなことから、ここはもう思い切つてそういう点を直さなければならぬといふふうに考へたわけでありまます。従いまして、手取りから見れば、言われますように、千万円のところ、だんだん手取りがふえるということも承知いたしておりましたけれども、これは、やはり抜本的に税というものを納得できる負担にするという意味においてやらなければいかぬといふふうに思つてやつたわけでありまます。なお過去の例を調べましても、昭和二十五年の税制改正、シャープが来たときでありまます、そのときにおいて同様な計算をいたしますと、二千万円のところが一番手取りがふえる。その後におきましても、百万、二百万、その辺のところが一番手取りがふえるというふうなことが出ておまして、これは、やはり一番軽減に値するのはその辺だと

いうことよりも、やはり低額にならばなるほど所得税の負担それ自体が小さいということによりますので、お読みになる場合に、低額の人が手取りがよけいふえるということは不能な問題である部分が相当ございますので、その辺も御了解いただきたいと思ひます。そういう点を将来一緒に見たいということであれば、私どもとしても、そういうものを用意するということはいたしたいと思ひます。

○奥村委員 今度の税制改正でまだ明らかになっておらぬのは、固定資産の耐用年数の改訂の問題であらうと思ひます。これは先日来、当委員会の公聴会の公述人からも強い意見が出たのですが、固定資産の耐用年数の中には、現実に即応しないのがずいぶんたくさんある。御承知の通り、最近いわゆる技術革命と申しますか、設備、技術が進んでいるのに、日本の国内のそういうものは世界の進進にまだ即応してない。そこで、かなり陳腐化した固定資産がたたくさんあるので、これをできるだけ早く償却して設備を改新しなければならぬ。それから一般的に固定資産の耐用年数というものは長過ぎる、実情に合わない、何とかしてもらいたいという声が強いです。私どもも実はその通りに考えております。その意見の中でも、アメリカあたりでは、特定の機械の中では、その範囲内で五カ年間の任意償却制度を実施しておるということも言うておる。つまりある程度の範囲内で納税者が任意選択して、五カ年の任意償却制度を実施しておる。日本においても、このくらい思ひ切った考えで耐用年数を縮め、あるいは任意償却制度などを創設して、技術革命

に税法においても即応するようにやってもらいたい。私どもも同様に考えるのであります。こういうことについて、今主税局長の方ではどういうふうな用意しておられますか。

○原政府委員 固定資産の耐用年数につきましては、前回は二十六年にきめましたものであります。だいぶ時間がたちますし、おっしゃるようには、世界的に技術的な進歩が非常に早いというようなことも考えまして、近い機会に、学識経験者あたりにも御協力を願って、これを再編成するという作業をいたしたいと思つております。なおその際、現在のは長過ぎるというお話でありまして、その辺はよく調べてみないとわかりませんけれども、私の感じといたしましては、前回きめましたときも、実際の耐用年数よりはるかに短かい。それから各回でやっております例に比べましても、決して長過ぎることはない、むしろ若干年数が短かいというふうなこともなっております。技術的に世の中が非常に変わるといふときにどうかみ合せていくか。一般に短かくするか、あるいは陳腐化の償却をより円滑にやらせるかというような方法論についても問題があると思ひます。この辺、いずれも問題の検討は具体的な事実に基づいていたさなければならぬので、十分研究いたしたいと思ひます。なおアメリカの制度を引いて、任意償却の問題、それから五年間償却の問題がありました。それにつきましては、私の承知しておりますところで、多分国防産業ともう一つあったと思ひますが、五年間に償却させるといふ制度をやっておるようでありまして、こういうものにつきましては、われわれ

の方でいたしましても、三年間五割増、あるいは初年度で二分の一償却させるということをやっております。初年度で二分の一を落せるという場合も、これほど大きく落せるということにもないようです。今回はそれに加えて、鉱山関係の採鉱において、全額まで落してよろしいということ。機械の場合は、残存価格を除いた九割まででありまして、そういうふうな手当もいたしております。この問題につきま

しては、そういう三年間五割増ないし初年度二分の一という方式が果してそのままでよろしいかどうかという問題、それから対象にどういふものかを考えていくかという問題、そのほかに、多くの国がこういう償却の促進を認めます場合は、やはり投資の波とからめて考えておるようでございます。特にイギリス、ドイツというところでは、投資が過剰になると低くしてしまふ、投資が足らなくなるような気配が見えたら、それを認めて投資を奨励するというような面を合せてやっております。そういうように、経済政策的に大きくそういう面をからめるかどうかという問題もありますので、それらを合せて十分研究いたしたい。なおアメリカの任意償却制度といわれておりますものは、私は十分研究はいたしております。これは、私は十分研究はいたしております。これは、私は十分研究はいたしております。これは、私は十分研究はいたしております。

何年でもよろしいというのではなく、アメリカの税務行政においては、たしか横文字で言いますとエンジニアリング・グループというのがありまして、相当な技術者をかかえておりまして、そういう申告書にある耐用年数が大体彼らの持つている標準的な耐用年数に大体合えば認められて、それが相当地開きを見せると、税務署の方で、これをおかしいと言つて否認するというふうな運用をしているようで、やはり根本は任意償却ではなくて、日本の制度と趣旨は同じである。ただ、よりきめはこまかく、事に當つて判断できるようになつていこうという制度であること承知しております。従つて、任意償却制度というのは当然のものではないかと思ひますが、そうしますれば、償却をほんとうに大幅に、どの年度にも持つていけるというふうなことにものなる。任意償却ということ

は、税制からいうとちょっと認めにくいのであります。アメリカもそうやっておらないというふうには承知いたしております。○奥村委員 主税局長のお説、まことにごもつとも存じます。なるほど実際の耐用年数と比べれば、現在の固定資産、耐用年数、法定の政令はかなり短くなつておるといふのはわかりま

かまわぬじゃないか、五割増しや特別償却を受けるものと受けられないものとのアンバランスがひど過ぎるから、耐用年数全体の改訂の所が強くなつてい

う、そういうふうには私には思ひます。そうすると、さしずめこの一般的な固定資産耐用年数はいつ改訂するという御方針は、まだ立っていないのか、やるとすれば、何か特別にこれのための審議会でも作つて、またそれで一年もかかつていろいろ審議の上でできる、こういう段取りになるのか、その点をお尋ねします。○原政府委員 ただいま特別償却との比較でのお話がありました。いろいろ議論にわたりますから、なお私ども十分研究させていただきます。どんな段取りで改訂をやるか、やはり相当なる学識経験者にお願ひなす。これは非常に骨の折れる仕事なんです。データも集めて、それらの学識経験者でもなかなか全部の機械、全部の設備に通暁しておられるというところはない。そうしますと、やはり各経験者の間をどうつないでいくかというふうなことで、その各部門での研究自体に相当データが必要であり、また判断に苦心を要する、そのほかそういう全体のコーオーディネーションもいふ。そこにたいまいいろいろお話しのような政策的な見地、あるいは経済の実態と合致するといふふうな大きな問題もあつて、そういうふうなことから、私どももこの三十二年あるいは三十二年度内にはできないというものでないのか、おそれなくとも長い期間かかる、そうかといつて三年、四年かかるということはないと思ひます。やはりまだ私ども法律案をお願ひする仕事に

追われて、十分時間表を作ってみてお
りませんが、やはり一年以上かかるん
じやなかろうかというふうな気持ちで、
これは私の個人的な感じでのお話です
が、そんな感じでおりますが、やる以
上は、じっくりとデータを掘り下げ、
議論を尽くしてやりたい。前回やりまし
たときも、たしか時間は一年半くらい
かかったと思います。そうして非常に
事務量は多くて、関係の方々も大へん
御苦心なさったように記憶いたしてお
ります。できるだけ早く、しかし粗雑
なものであつてはいけませんから、い
いものを作りたい、せつかく努力いた
したいと思っております。

○奥村委員 先ほどの物品税に関連し
て、最後にお尋ねしたいと思つてい
ます。物品税も酒税も間接税として似た
ような性格を持つております。そこで
酒税に対しては、これは臨時税制調査
会の答申にもあるように、かなり重い
税を負担しておるので、これ以上酒税
の増徴は期待できない、こういうこと
であります。これは少し高過ぎる。こ
れは、世界的に外国の例を見まして
も、また今までの過去の例を見まして
も、何からいっても酒税は高過ぎると
いうことは、これはよく申し上げる
までもないわけですが、そこで物品税の
中に、同じ間接税の関係でも、物品税
と非常にアンバランスがある。そこ
で、一方物品税を少し増徴して、それ
で間接税全体のアンバランスを取り除
こうということですが、物品税増徴が
できなかったとすると、重い税だけが
そのまま取り残された、こういう格好
になるので、これは、一つ何とか減税
のことを考えていただかなければなら
ない、かように考えるのであります。

現にことしの予算では、歳入予算の一
九〇近くになつたんじゃないかと思
う。おそらく戦前戦後を通じて、国の
歳入予算の一〇九〇にまで酒税が達した
ということ、いまだかつてなかつ
た。なぜこうなつたかという、戦
後の、つまり原料米が不足したために
非常に酒が少かつた、あの希少性価
値に対して特に重い税金をかけた、
それがそのまま今日まで大体続いてお
るといふので、米が豊富になつてか
ら特に自然増収がふえてきて、酒税
がそういうことになつた、こういう
ふうにするのです。どうです、それ
じゃ、これから先もこういう税金は、
取れば何ほども取つていく、二〇〇％
にも二五〇％になつてもいいというこ
とです、これは、いわばお酒飲みの人
にあまり税負担を重くかけ過ぎるの
じゃないか。私はこの間計算したので
すが、一日に三合酒を飲むと、一年に
一石酒を飲む、二級酒を飲むでも二万
二千五百円の酒税をその人が負担す
る、ところが所得税で二万二千五百円
を負担する人は、おそらく四十万以上
の所得者でなければならぬ。農村へ
行って見まして、四十万以上の所得の
ある人というのは、ほとんどありませ
ん。しかし酒を一日に二合や三合飲む
人は、ざらにある。こう考へても、そ
れこそ酒税やばく税は大衆課税で、
こういうのはむしろ減税しなければな
らぬ。現に社会党の諸君も、今回また
酒税の減税案を提案して、本国会で近
いうち審議しなければならぬ。政府御
当局は、これに対してどう考へておら
れますか。

○原政府委員 先ほども申しましたよ
うに、間接税の体系において白紙でも
の考へるといふ、つまり純理論的に
考へるといふ見地からいいますれば、
おっしゃる通りのことだと思つてい
ます。酒税は、お話しした通り、特に戦
後は、いわば酒税が税の非常に大きな
部分を占めて背負つてきております。
その間お話しした通り、希少価値とい
うものもあつてきて、だんだんそれが
需給がゆるんできて、供給も相当でき
るというところになってきて、現在
では、負担する消費者に対しても相当
重し、またそういう需給の事情から
考へても、かなり問題があるというよ
うなところになってきております。で
すから、白紙で考へますれば、物品税の
中のかなりいろいろな物品との負担の
バランスというようにも考へます
と、まことにどうかというふうな議論が
強く出てくるわけですが、ただそれを突
際に、それじゃこつちを下げて、こつ
ちは上げるといふことを白紙でできる
かというところになります、なかなか
実際にはできにくいというのが実情
で、下げる方だけはいよりのが実情
となりがちでございます。やはりそ
ういう点については、もう少し全般に
そういう点を体系的にござらんいた
く、私どももそういうことで、大方の
判断をしていただくように努力しな
ければならぬと考へます。また大きな方
向としては、おっしゃる通りだと私は
思ひます。ただその間、非常にそうい
う方向を実現するに困難が多い。財政
需要が減るか、あるいはほか
で税収がふえるというふうな場合に
は、割合に上げる方なしにできるとい
うことになりましようけれども、今後
の財政の状況を見まして、その辺は
慎重にやつて参りたいと思つており
ます。

○奥村委員 主税局長のたゞいまの御
答弁によると、白紙で言えばその通り
だ、酒税は重いので、これは下げなけ
ればならぬのだ、まことに率直な御答
弁であります、その通りならその通
りに、酒税を下げるべく努力し、幾分
かでも実現させてこそ政治でありま
す。白紙ではそれが、とてもでき
ぬ、どうもできそうもないとか、何か
手放しにまかされておられるような御答
弁は、はなはだ主税局長の御答弁として
はたよりない、それでは、どうも國民
として信頼が持てぬと思つておる。こ
の酒税の問題ばかりではなく、先日来
酒法の問題をお尋ねするに、何か理
屈ではどうにもならぬ、うしろに強い
力があつてどうにもなりませんとい
うふうな、非常に責任のあいまいな御答
弁ばかりで、そんな当然すべきことは
勇気を持ってやらなければ、私ども政
治家になつて国会に来ておられるのが恥
かしくなるのでござぬ。だから一つ、そ
ういふ白紙でもつて当然のことなら、
ぜひ実現するように大蔵御当局も御努
力が願ひたい、私どももそのように
やつていく、もしそれをおやりになり
ませんと、結果としてどうなりませ
んか。近ごろ国会を取り巻いていろ
んな陳情運動があります。中には、それ
が度を過ぎて、いわゆる内閣官房長官
の言うような、強訴というふうな現象
も現われているが、そういうのは巻を
締めたり、白たすきをかけて、わあわ
あ騒がなければ政治は動かないのかと
いうことになつて、日本の政治をま
ますゆがめることになつて、どうぞ、一
つ手放しにまかされておられる、何と
やろうという御熱意を示していただき

たい、これは私の意見であります。こ
れをもつて私の質問を終わります。
○平岡委員長代理 では横鏡重吉君。
○横鏡委員 私は、印紙税について
ちよつと伺いたいと思つて、税を新
しくとつたり、あるいはまた増徴する
場合には、とられる者に対して納得さ
せるだけの強い理由がなければならぬ
と思つておる。そういうのはつきりとし
た理由がないのにもかかわらず、この
増徴をするというやり方は、どこから
でも無理をしてでも税をとらう、そう
いうふうな態度が大蔵省の中にあるの
ではないか、こういうふうに見られて
もやむを得ないと思つておる。今度出
てきておる印紙税の増徴もそうである
し、あるいはまた別案として出ておる
揮発油税の増徴についても、さうであ
るのにもかかわらず、どうも税源がな
いからこの方面からとつてやろう、こ
ういふふうな態度でこれらの法案を出
してきたのではないか、こういうふう
に見られる節が非常に多いのでありま
す。従つて、政府提案の説明を見た
だけでは、なるほどこの理由によつて増
徴するの、か、こういうふうな理由では
われわれを納得させることができない
のであります、これらの根拠につい
て、印紙税について、一つさらに承わ
りたいと思ひます。

○原政府委員 印紙税につきまして政
正をしようと思つておられるのは、御存じの
通り、中心は手形に対する課税で、現
在何千万、何億の手形でありまして
も、印紙税十円でよろしいといふこと
になつておられます、それはいかにも
不権衡だといふことから、これを金
額の度合にに応じて、税負担に度

た、これは私の意見であります。こ
れをもつて私の質問を終わります。
○平岡委員長代理 では横鏡重吉君。
○横鏡委員 私は、印紙税について
ちよつと伺いたいと思つて、税を新
しくとつたり、あるいはまた増徴する
場合には、とられる者に対して納得さ
せるだけの強い理由がなければならぬ
と思つておる。そういうのはつきりとし
た理由がないのにもかかわらず、この
増徴をするというやり方は、どこから
でも無理をしてでも税をとらう、そう
いうふうな態度が大蔵省の中にあるの
ではないか、こういうふうに見られて
もやむを得ないと思つておる。今度出
てきておる印紙税の増徴もそうである
し、あるいはまた別案として出ておる
揮発油税の増徴についても、さうであ
るのにもかかわらず、どうも税源がな
いからこの方面からとつてやろう、こ
ういふふうな態度でこれらの法案を出
してきたのではないか、こういうふう
に見られる節が非常に多いのでありま
す。従つて、政府提案の説明を見た
だけでは、なるほどこの理由によつて増
徴するの、か、こういうふうな理由では
われわれを納得させることができない
のであります、これらの根拠につい
て、印紙税について、一つさらに承わ
りたいと思ひます。

合いがつくようにいたしたいというところでありませう。そう申し上げておるものが、つまり今回お願いしておる趣旨でありまして、印紙税——こういう流通の一面をとらえて課税するという場合に、やはりものにもよりまするけれども、この種類のものによつては、一万円の手形を振り出します場合と、何億という手形を振り出します場合とにおいて、同じ十円ではおかしいではないか。かつ、それはそれだけの孤立した議論でなくて、現に課税いたしており

ます借用証書等におきましては、はつきりと幾ら幾ら以下は幾ら、それをこえたら幾らまでは幾らだというふうな段階を六つ七つ設けて、その金額の多寡に応じて、それに対応するような税負担をせよというふうなことにいたしておるわけでありませう。年來この点は、非常に大きな不権衡として私も常に問題にしておつたところで、日本の税制でも、大正のある時期まではそういうふうなことをおつた経過もありませうし、各国の事例を見ましても、ほとんど大部分の国が、手形につきましてもやはり金額に応じてとる。極端なところは、手形金額の何パーセントというところというふうなことをおつたところと、今のはいかにも担税力が担税力に合う。今のはいかにも担税力から考えておかしきというふうな思ひましたので、今回こういう何をお願ひいたしました。その際にも手形の特性を考へて、借用証書の税率をそのまま使うというのでなくして、手形の切りかえ等のこともございませうから、それを考へて、借用証書の場合の税率よりはだいたいぶ軽いものにしておるような次第で、これをお願いしておる趣旨で、無理し

てでもというふうにおつしやられると、大へん私どももつらいのですが、そういう趣旨でやっておるわけでございます。

○横録委員 税をとる場合には、担税能力のある者からとるというのが一つの趣旨であらうと思つておる。従つて、担税能力のある者からとるといふのならば、一応わかるのであるけれども、この印紙税の場合には、一体だれが払うかというならば、金を借りる者が払う、金を借りる者があるというこ

とは、金を貸す者がある、金を貸す者に対しては何ら課税が行われないうで、金を借りる者に対して印紙税を払わせておる、担税能力のない者から取り上げていこう、こういうふうな政府の方のやり方である。少し考へて、今までの議論として出てきた議論とかけ離れた、矛盾した今回の態度ではないか、こういうふうな思ふのですが、この点いかがですか。

○原政府委員 印紙税は、われわれ流通税の一種と考へておりますが、金が動く、あるいは財産が動くという場合に、その動く財産の性質に応じて、またものによつて、金額に応じてかけることにいたしました。そういう趣旨でありますから、相当な金が動くというときには、債務者にかかるかといひましても、債務者がその金でとにかく相当なことをやるというふうなことが推知される、そういうようなところでかけていく。つまり流通税というものは、取引高税あたりが一番いい例でありますけれども、財貨なり財貨一般が動きます際に、その財貨の量に応じて、価額に応じてかけるということでありませうから、あなたが債務者にそれを所得課税とい

うような意味ですぐ負担してもらつたところ、大へん私どももつらいのですが、そういう趣旨でやっておるわけでございます。

○横録委員 税負担の能力があるかどうかという点では、金を貸す者の方に能力があるか、金を借りる者の方に能力があるかというなら、これは金を貸す者の方に能力があるはずで、借りた方からすれば、これを借りた上に、これがさらに十分な効果を發揮できるかどうかという問題もいろいろありますが、通常の立場から言うならば、貸す者と借りる者では、これは勝負にならぬ。それのみならず、政府のとおつておる態度というものは、金を貸した者

はそれによつて利子所得を上げる、利子所得を上げた者に對しては免税でしよう、これは課税しない、無税だ。力のある者の方に對しては、利子所得を幾らとつても無税にして、力のない者の方に金を借りに行くというとき、さうに印紙税をかける、これは、能力のある者に対して公平に税をかけていくという態度にはどうしてもならぬ。これを政府の方では、貸す方に対して印紙税をかけるような方法をやらぬ、借りる方に対して印紙税をとる方法をやつておる、これで公平の原則、あるいはまた担税力のある者にかけておるのだ、こういうふうな態度を貫いていると言えますか。

○原政府委員 聞きようによつては非常にお聞き苦しいかも知れませんが、流通税というものは、そういうものなのでございませう。今申しました取引高税にしても、取引高税の對象になるものは、財貨、サービス全般にわたるわけですから、買方の方に負担がいくわけですから、そういう意味で、債務者だからかけない、債権者はかけるといふセンスというものは、いわば今申しました税体系の中で、所得課税を中心にして、ところ、実際に税を財政に必要だけ上げて、そして摩擦もなく上げておるということのために、完全に所得課税でいくのではなかなかなか置いていかなければならぬということ、流通税というものは、もうそこで、所得課税的な考へ方をはずしていただくかなくてはいけないのじゃないかというふうに思ひます。それを先ほど

来申し上げておるわけでありませう。なお貸す方の利子所得にかけないと言われませうが、利子所得の非課税は、預貯金、公社債、貸付信託、こういうような種類の利子所得には課税をいたしません。ただ課税するからどうということではなくて、私の申し上げておるのとは、税の体系の中で、そういう所得課税的な見地ではなくて、いわば補完的な税として、流通そのものにおいて担税力を推知してかけるものであるということをお申し上げておるわけでありませう。

○横録委員 領収書の場合には、利益を得た方、いわゆる売り上げなり料金を得た方、この場合は、領収書に印紙税を十円払うからということ、商品あるいはその他のものに税をかけておるとは考へられない。従つてこの場合には、領収書を出す方とらう方では、これは出す方が印紙税を負担する、こういう仕組みになっておる。ところがこの手形の場合においては、これは通常銀行に行つて金を借りても、その他の場合の商行為をやつても、金を借りる方が印紙税を負担しなければならぬ。従つて、今言うところの流通税の考へ方から言うならば、これはごく軽微の印紙税を払うというのであれば、一応理由はあるけれども、これはほど重い印紙税にしていこうというものは、少し過酷ではないか、また他のものとの均衡を失っているのではないか、このようふうな考へませうが、いかがですか。

○原政府委員 先ほど来申し上げておりますように、借金をするとその面

で、大へん私どももつらいのですが、そういう趣旨でやっておるわけでございます。

○横録委員 税をとる場合には、担税能力のある者からとるというのが一つの趣旨であらうと思つておる。従つて、担税能力のある者からとるといふのならば、一応わかるのであるけれども、この印紙税の場合には、一体だれが払うかというならば、金を借りる者が払う、金を借りる者があるというこ

とは、金を貸す者がある、金を貸す者に対しては何ら課税が行われないうで、金を借りる者に対して印紙税を払わせておる、担税能力のない者から取り上げていこう、こういうふうな政府の方のやり方である。少し考へて、今までの議論として出てきた議論とかけ離れた、矛盾した今回の態度ではないか、こういうふうな思ふのですが、この点いかがですか。

○原政府委員 印紙税は、われわれ流通税の一種と考へておりますが、金が動く、あるいは財産が動くという場合に、その動く財産の性質に応じて、またものによつて、金額に応じてかけることにいたしました。そういう趣旨でありますから、相当な金が動くというときには、債務者にかかるかといひましても、債務者がその金でとにかく相当なことをやるというふうなことが推知される、そういうようなところでかけていく。つまり流通税というものは、取引高税あたりが一番いい例でありますけれども、財貨なり財貨一般が動きます際に、その財貨の量に応じて、価額に応じてかけるということでありませうから、あなたが債務者にそれを所得課税とい

うような意味ですぐ負担してもらつたところ、大へん私どももつらいのですが、そういう趣旨でやっておるわけでございます。

○横録委員 税負担の能力があるかどうかという点では、金を貸す者の方に能力があるか、金を借りる者の方に能力があるかというなら、これは金を貸す者の方に能力があるはずで、借りた方からすれば、これを借りた上に、これがさらに十分な効果を發揮できるかどうかという問題もいろいろありますが、通常の立場から言うならば、貸す者と借りる者では、これは勝負にならぬ。それのみならず、政府のとおつておる態度というものは、金を貸した者

はそれによつて利子所得を上げる、利子所得を上げた者に對しては免税でしよう、これは課税しない、無税だ。力のある者の方に對しては、利子所得を幾らとつても無税にして、力のない者の方に金を借りに行くというとき、さうに印紙税をかける、これは、能力のある者に対して公平に税をかけていくという態度にはどうしてもならぬ。これを政府の方では、貸す方に対して印紙税をかけるような方法をやらぬ、借りる方に対して印紙税をとる方法をやつておる、これで公平の原則、あるいはまた担税力のある者にかけておるのだ、こういうふうな態度を貫いていると言えますか。

非常に気の毒だというお考え方は、やはり所得がどうという式のお考え方が裏にあってのことと思いますが、流通税というのは、要するに財貨が動く場合に、そこに担税力を推定する、借金をして、それをいろいろなものに使うというような場合がありましよう、そういうことを推定してかけるのでありまして、その債務者だから気の毒だという御議論は、ちよつとこういう税の場合には必ずしも当てはまらないのではないかと、こういうふうには私も考えております。

○横鏡委員 流通税としてこれらの商行為が行われることに對してかけるのだというならば、やはりそのことは公平でなければいかぬ。これは、借入証書に對しても一応の考え方が立つたろうし、それからもう一つの場合には、銀行の当座貸し越し、これには印紙税をとっておらない。これは、たとえば現在の日銀の各銀行に對する当座貸し越しは、すでに三千億に近い。この三千億に近いところの当座貸し越しに對しては、印紙税を一銭もとていない。それから銀行と他の個人との間における当座貸し越し、これは各銀行において全部やる、この当座貸し越しも、これは当然同じ考え方から、流通税として見なければならぬのだが、これに對しても印紙税はかかっておらぬ。こういうものが、大口のものほど無税になつて行われておるのに對して、これらの手形に對してだけ印紙税を課税していかうというのは、やはり均衡を失しているんじゃないでしょうか。

○原政府委員 今回の場合も、金融機関の出すものにはかけないというふうなことをなすことになっております。それは、ただいま申しましたような理論から言つて、金融機関の取引において、もうそれでやるというふうな、そこで担税力をはかつてやるというふうな部分ではなしに、いわばニュートラルなものにしておいて、これによる金利負担を金融機関の手元で上げるといふことはないじゃないか、担税力の方から言つても、そこはそこで担税力を推知していくという面じゃないじゃないかというふうなことを考へておるわけでございます。

○横鏡委員 今回の場合に、金融機関ならば差しつかえないというものは理由としてどうもおかしい。日銀そのものも、これは中央銀行として、あるいは日本の国立銀行として立てておるのならば、それはわかるけれども、日銀そのものが株式会社の構想でやっておるでしょう。あるいはその他の銀行といへども、全部株式会社でもってやる。株式会社といふのは、営利を追求する原則の上に立つておる。その営利を追求する原則の上に立つておるものと、その他の商行為をしていゝものは全部公平に扱わなければならぬ。そのものが当座貸し越しの場合においては、全然税がかからない。そして一々手形を切つてやるような小さな商行為に對してはかけていくというものは、片手落ちのやり方だ。では、当座貸し越しの場合において技術的にこれをやることのできないかというのと、かけようとするならば、技術的に簡単にかけられる。にもかかわらず、こういう大口の方面だけは抜かしておいて、小さな方面だけいじめようというものは、当局の持つておる印紙税法の旨点というか、あるいはまたこの制度の欠陥というか、こ

の法案が完全な姿になつておらないといふことを示しておるのであります。○原政府委員 ただいま申しましたように、金融機関の間の資金繰りが足らなくなつて借りる場合の金というものは、それで何か収益事業をやろうといふのではなくて、いわば資金の過不足を調整するのが目的であります。一般に手形の振り出しがあります場合には、それに基づいて何かやる、何かやるということとは、それによつて収益が出で、所得課税にもなるだろう。しかし税の体系というものは、それを単純に所得課税一本でやらすに、あるいは消費税とか、あるいは流通税とかいうところでも取つて、補完しておる。これはわが国もそうなつております。そういうふうになつておるので、金融機関がいたします場合に、それによつて何かやるというのではないで、むしろ資金の過不足を調整するものだといふふうな考え方、これが中心であります。なお加えて、そういうことによつて、金融機関の相互の部内で金利が上つてくるというふうなものは避けたいというふうなことも副次的に考へて、金融機関の発するものは取らない、取らないというか、低額にいくということにいたしましたわけでございます。

○横鏡委員 この問題はもう少しやりたいのですが、私の持ち時間がありません。先ほど、借用証書の問題についても言われたのですが、借用証書との関係がある。借用証書の方は、段階別に作つてある、しかし手形の方は、何億でも十円である、従つて均衡を失しておる、だからこの均衡をとるために出したのだ、

こういう論です。そうすると、これは均衡をとつていない、どういふ点でとつていないかという、借用証書というものは、通常一年とか二年とか長いものです。手形の商行為といふのは、大体二カ月以内、銀行へ行つて金を借りれば、大体二カ月でもつてこれは決済をしなければならぬ。この原則の上に立つて、借用証書で一カ年五千万円を借りた場合には、これは二百円の印紙税を払う。ところが手形で二カ月ごとに切つていくと、これは一年間六回です。そうすると一回は五十円であるけれども、結局は三百円である。手形の方が百円よけい払う。これが百円になつた場合、借用証書の方では三百円払う、手形の方は六百円払う、これは均衡をとつていない。百万の金なや大した金じゃないといへばそれまでだけれども、通常の場合、百万の金といふものは現在の市民生活においては重大なる金額だ。この重大なる金額が、まだ實際上の商取引の中においても一番多い。こういうふうな五十万、百万の一例をとつてみても、手形と借用証書とが均衡をとつていないばかりか、むしろ今度の改正によつて、手形の方がはるかに重くなつていく。こういうことに對しては、当局はどういうふうに考へておりますか。

○原政府委員 その点は、もちろん私どもとして十分考へたわけであります。實際を調べました。一つには、銀行の手形書きかえの實際を調べてみました。これを見ますと、平均が三カ月ないし三カ月半ということに出ております。なお念を入れて、中小企業のサンプルを幾つか選びまして、それがどの程度の期間で手形を書いておるかとい

いうのを見ますと、圧倒的に三カ月というところを中心に参ります。そういうふうなことから、今回盛りました税率は——消費貸借が何年にもなるというのがあるでしょうが、一応一年といふことを基準にして、今回の各税率は、その全体として四分の一程度——階級によつて若干差はございませうが、そういうことにいたしてバランスをとつておるつもりでございます。

○横鏡委員 この印紙税は、金を借りる者に對して非非常な過重になつてくる。なぜかといふと、金を借りる者は、まず借入利子を天引きされる、あるいは借入代を払わなくちゃならぬ、印紙證明に金を要する、それから銀行であるならば、その銀行の株を買わなければならぬ、信用金庫であつたならば、出資金を出さなくちゃならぬ、あるいは担保を入れようとするならば、不動産の登記をしなくちゃならぬ、登記料を取られる、それのみならず、ようやく借りたと思つと、兩建預金か、あるいは垢積みをやらせる、あるいは印税の増徴にあり、そのほかにもまだいろいろなものがかかってくる、こういうふうにして初めて金を借りたとしてごらん下さい。百万円の金を借りても、手元に入るのは五十万円入るか入らないことになつてしまふ。こういうふうな現在の状況において、さらに借用する者に對して不利なような法案というものは、これは考へるべきものである。しかも、もしやるとするならば——先ほどの局長の答弁の中には、何億という金が十円の印紙税というのをおかしうだ、こういうふうなことを例に出されておる。何億という金が十円という

○原政府委員 今回の場合に、金融機関ならば差しつかえないというものは理由としてどうもおかしい。日銀そのものも、これは中央銀行として、あるいは日本の国立銀行として立てておるのならば、それはわかるけれども、日銀そのものが株式会社の構想でやっておるでしょう。あるいはその他の銀行といへども、全部株式会社でもってやる。株式会社といふのは、営利を追求する原則の上に立つておる。その営利を追求する原則の上に立つておるものと、その他の商行為をしていゝものは全部公平に扱わなければならぬ。そのものが当座貸し越しの場合においては、全然税がかからない。そして一々手形を切つてやるような小さな商行為に對してはかけていくというものは、片手落ちのやり方だ。では、当座貸し越しの場合において技術的にこれをやることのできないかというのと、かけようとするならば、技術的に簡単にかけられる。にもかかわらず、こういう大口の方面だけは抜かしておいて、小さな方面だけいじめようというものは、当局の持つておる印紙税法の旨点というか、あるいはまたこの制度の欠陥というか、こ

の法案が完全な姿になつておらないといふことを示しておるのであります。○原政府委員 ただいま申しましたように、金融機関の間の資金繰りが足らなくなつて借りる場合の金というものは、それで何か収益事業をやろうといふのではなくて、いわば資金の過不足を調整するのが目的であります。一般に手形の振り出しがあります場合には、それに基づいて何かやる、何かやるということとは、それによつて収益が出で、所得課税にもなるだろう。しかし税の体系というものは、それを単純に所得課税一本でやらすに、あるいは消費税とか、あるいは流通税とかいうところでも取つて、補完しておる。これはわが国もそうなつております。そういうふうになつておるので、金融機関がいたします場合に、それによつて何かやるというのではないで、むしろ資金の過不足を調整するものだといふふうな考え方、これが中心であります。なお加えて、そういうことによつて、金融機関の相互の部内で金利が上つてくるというふうなものは避けたいというふうなことも副次的に考へて、金融機関の発するものは取らない、取らないというか、低額にいくということにいたしましたわけでございます。

○原政府委員 今回の場合に、金融機関ならば差しつかえないというものは理由としてどうもおかしい。日銀そのものも、これは中央銀行として、あるいは日本の国立銀行として立てておるのならば、それはわかるけれども、日銀そのものが株式会社の構想でやっておるでしょう。あるいはその他の銀行といへども、全部株式会社でもってやる。株式会社といふのは、営利を追求する原則の上に立つておる。その営利を追求する原則の上に立つておるものと、その他の商行為をしていゝものは全部公平に扱わなければならぬ。そのものが当座貸し越しの場合においては、全然税がかからない。そして一々手形を切つてやるような小さな商行為に對してはかけていくというものは、片手落ちのやり方だ。では、当座貸し越しの場合において技術的にこれをやることのできないかというのと、かけようとするならば、技術的に簡単にかけられる。にもかかわらず、こういう大口の方面だけは抜かしておいて、小さな方面だけいじめようというものは、当局の持つておる印紙税法の旨点というか、あるいはまたこの制度の欠陥というか、こ

の法案が完全な姿になつておらないといふことを示しておるのであります。○原政府委員 ただいま申しましたように、金融機関の間の資金繰りが足らなくなつて借りる場合の金というものは、それで何か収益事業をやろうといふのではなくて、いわば資金の過不足を調整するのが目的であります。一般に手形の振り出しがあります場合には、それに基づいて何かやる、何かやるということとは、それによつて収益が出で、所得課税にもなるだろう。しかし税の体系というものは、それを単純に所得課税一本でやらすに、あるいは消費税とか、あるいは流通税とかいうところでも取つて、補完しておる。これはわが国もそうなつております。そういうふうになつておるので、金融機関がいたします場合に、それによつて何かやるというのではないで、むしろ資金の過不足を調整するものだといふふうな考え方、これが中心であります。なお加えて、そういうことによつて、金融機関の相互の部内で金利が上つてくるというふうなものは避けたいというふうなことも副次的に考へて、金融機関の発するものは取らない、取らないというか、低額にいくということにいたしましたわけでございます。

の法案が完全な姿になつておらないといふことを示しておるのであります。○原政府委員 ただいま申しましたように、金融機関の間の資金繰りが足らなくなつて借りる場合の金というものは、それで何か収益事業をやろうといふのではなくて、いわば資金の過不足を調整するのが目的であります。一般に手形の振り出しがあります場合には、それに基づいて何かやる、何かやるということとは、それによつて収益が出で、所得課税にもなるだろう。しかし税の体系というものは、それを単純に所得課税一本でやらすに、あるいは消費税とか、あるいは流通税とかいうところでも取つて、補完しておる。これはわが国もそうなつております。そういうふうになつておるので、金融機関がいたします場合に、それによつて何かやるというのではないで、むしろ資金の過不足を調整するものだといふふうな考え方、これが中心であります。なお加えて、そういうことによつて、金融機関の相互の部内で金利が上つてくるというふうなものは避けたいというふうなことも副次的に考へて、金融機関の発するものは取らない、取らないというか、低額にいくということにいたしましたわけでございます。

のは、これは確かにおかしいだろう。そういうような巨額な金に対して印紙税の方を上げていこうというのなら、これは話はわかる。五十万円程度は、これは理由が乏しいし、また過酷なる増徴になる、こう考えるのである。この点は、ぜひ一つ当局の方として再考慮すべきじゃないか、また再考慮してもらいたいということを一応希望として申し上げて、私の時間がないので、一応打ち切っておきます。

○平岡委員長代理 神田大作君

○神田(大)委員 私、時間が一時までということでありまして、揮発油税について基本的な問題だけをお尋ねして、後刻また質問したいと思えます。

揮発油税法の政府提案の理由を見ますと、先ほど横銭委員からのお話がありました通り、これだけを見たのでは、どうして揮発油税を上げなければならぬかという理由がはつきりしない。それで、この理由の中に「最近における揮発油の取引の状況及び道路整備財源の確保の必要性にかえりみ」ということがあります、この点について詳細な説明をお願いします。

〔平岡委員長代理退席、横銭委員長代理着席〕

○原政府委員 順序はあとの方が先になります、まず一番の重点は、やはり道路整備財源確保の必要であり、これはもう御案内の通り、二十九年からでしたか、道路整備五カ年計画というものができました、五年間に二千六百億で道路整備をやりたいということを始め、それに並行して、揮発油

税収入を全部五カ年計画の費用に充てるようにという法律を国会でお作りになったのでありますが、その後揮発油の消費はきわめて急速に伸びており、一方で自動車の台数の増加、また貨物の増加、鉄道だけではさばき切れぬというふうなこともあつて、道路の整備が現在緊急欠くべからざるものだというところは、もう常識になっております。もうよく御存じのことでありまして、そこで、これを何とかしなければいかぬというのが一つです。これをやります場合に、何とかするのには、一般財源を充てるということも、もちろん考えるべきことであり、ましようが、何分道路整備に要ります金がなかなかたが大きい。最近、たしか一兆円に上る計画を十年間でやりたいというふうなことを建設当局は言っておられるようでありまして、いざいざにいたしても、その所要額が大きい、かたがた、一般財源の方にはいろいろな財政需要が重なつて、減税しなければいけません、減税自体でも、これは他の政策にまさるとも劣らないような大きな政策事項として、その必要性はまた各方面の十分お認めいただけることになり、まことに、揮発油税自体で補完するといふ線が一応研究の対象とならざるを得ないということになります。

そこで、揮発油税が実質上今道路のための目的税のようになっておりますが、それでは揮発油を消費する車が道路の整備によってどういう利益を受けるか、つまり目的税的なもの考え方、受給とららはらるの關係にあるわけですから、受給を考へる、か

つ揮発油税の税負担が現在幾らで、それはなお増徴に耐え得るかどうか、それが各回の場合と比べてどうかというふうな点を検討するといふ段取りになつたわけであり、それで、いろいろ関係の所管省とも連絡をとつて、教えていただきながら調べて参ります。道路整備による受給は非常に大きく、道路整備に参り、その結論として出て参りました。簡単に申しますと、揮発油税を百億なら百億増徴する、それで道路を改良整備する。そうすると、そこを走る車は損傷が少いばかりでなく、一番大きなコスト・ダウンになることは、早く目的地に着く、そうしますと、一番大きいのは、自動車の償却費が減る、運転手さんの人件費が非常に安くなることになつて、すぐ二割、三割のコストが節約できる、それをずつと集計して参りますと、日本じゅうの車がそういう百億でできた道路を全部通るといふわけには参りませんが、平均的に考へて参りますと、何年か経つて参りますと、大体そういう恩恵が平均して及ぶだろうという考え方から、そうやって参りますと、現在の台数がふえないで、貨物量がふえないでも、その利益は十五カ年、道路といふものはなかなかなくならぬもので、アスファルトでも相当年数持つものであります、平均十五年と見て、十五年間に受けるその利益が、初めの払った税金の倍、二百億になるといふ計算が出来ます。これが、このように毎年車がふえ、貨物がふえておるのを入れました、あるいは、その他いい道になれば、舗装費も簡単に済む利益まで見ますと、四倍、五倍という利益が出る。直接自動車業者の利益として

はそれであり、その他にも利益が非常に大きいという、これは、何も私どもだけの計算ではなくて、船川さんが中心になつてやっておられます。調査会がございまして、その調査会では、私どもと大体同じ、むしろ私どもよりも若干上目の利益額を算定されております。そういうことでありますから、目的税として負担していただき、場合においては受給の關係は十分ある、まあおつりがくるくらいあるといふことがわかり、それでは、現在の税負担が絶対額としてどうかという、相当大きな負担をしておられるわけであり、ましようが、この場合世界の各回と比べてみますと、ガソリンの小売価格の中で税がどのくらいに割合になつておるかというのを見ますと、日本は小売価格が三十七円で、そのうち税が三五%で、十三円であり、これはより低いのはアメリカ、その他はカナダといふような国があつたと思はれますが、米回には二八%、日本よりも安いのはごくわずかの数で、他の諸回、ことに西歐諸回を見ますと、イギリスの場合には小売が六十一円、うち税が三十八円入つておつて、六三%の税負担、西回においても、五十七円のうち二十六円入つておつて四六%、イタリアの方は、七十三円で五十二円入り入つておつて、七〇%をこえる税負担になつておるといふことになつております。そして、また各回とも、ガソリン税の収入を道路に充てるということについては、かなりその例がございまして、特に顯著なのはアメリカであります、連邦州ともそういう運営をしておる。その上に、アメリカは昨年の六月末の立法で、今後十年間に、

抜本的に道路を近代経済に合うように整備しようといふことで、ガソリン税は五割引き上げをして、それを全部つぎ込むといふこともやっております。そのように、各回を負担との比較を考へ、また各回をやつておることを考へ、また道路が自動車業者に相当利益を与える。近ごろでは、自動車の通る道といふものは、もう人の歩くといふよりも自動車の専用道路みたいなもので、人が歩いては、ほこりをかぶつてしようがないといふようなことですから、そういうことを考へると、一般財源からできるだけ出すにしても、この際非常に大きな、言葉がきざすけれども、日本の道路を革命的によくしようといふ場合なので、それらを考へて、ガソリン税をこの際上げて負担していただくという線も、十分御承認いただけるのではなからうかということをお考えまして、今回の法案をお願いしたわけであり、

○神田(大)委員 この道路をよくするために揮発油税を取つて、それによつて道路を改良するということであり、ましようが、これは、一般財源を使わないで、全部この揮発油税によつて道路を直そうとするような印象をわれわれは受けるのですが、これは、もちろん自動車業者に利益するところは大きいでしょう。大きいでしょうけれども、道路を改修することは、これらの人たちにだけに転嫁されるものではないに、やはり一般財源からも相当の経費を出して、道路の改修ということがなされるべきだと思ふ。今局長が一つの例をあげましたが、一つこの資料をわれわれの方へ渡してもらいたい。というのは、一般の自動車道が道路改修によつて利益

をこうむる率、それから先ほど申しました各回の揮発油税の税負担の実情、こういう資料を出してもらいたい。今までの資料からわれわれの調べたところによりまして、ガソリン税をどうして、ほとんどガソリン税のみによって道路の改修が行われておる。一般財源からほとんど出ていないというようにはわれわれは見えておる。のみならず、このガソリン税をほかの方へも使っておるといふような資料もあるわけですから、こういう道路整備のために使った財源の詳細な資料を出してもらいたい。それから、これからの五カ年計画によるところのガソリン税と道路整備の関係、この資料を一つ出してもらいたい、それによってわれわれは検討していきたいと思う。ただ私は、ここで、本会議が始まるので時間がありませんが、一つだけ申し上げたいと思

います。一キロリットルに対して六千五百円も膨大に税率が上がるようなことをして、果してこの負担が大家に転嫁されないか。自動車業者は、ガソリン税が上れば、結局苦しまぎれに、このしわ寄せを大家に転嫁すると思うのです。こういうことになりまして、日本のような非常に自家用車の多い、営業車を使用しなくてはならぬ国民、あるいはトラック輸送その他の輸送によって商売を行なっているところの中小企業者、こういうものにガソリン税の値上げが転嫁されると思うのです。こういうことに対して、当局はどうお考えになりますか。

○原政府委員 まず最初に御要求の資料は、できるだけすみやかにそろえて提出いたします。その中で五カ年計画

とガソリン税の関係というのは、ただいまあります五カ年計画ならわかっておりませんが、新しい十カ年計画といわれるものがどの程度固まっておりますか、それによりまして、しかるべく調査させていただきます。

それから、ただいまガソリン税が道路税を含めて一万三千円の五割、六千五百円引き上げられるので、それが大衆にたいしては、運賃にどう響くかというお尋ねでございます。先ほど来申しておりましたように、十五年の間には、今の輸送量で倍の利益がある、輸送量がおそらくほとんど伸びますから、この伸び方でいくと、おそらく三倍、四倍の利益になると思っています。そこで、そういうふうになるのだから、もう上げないでもいいじゃないか、あるいはある時期を過ぎると、具体的にコスト・ダウンできる、つまり運賃が下げられるというふうに考えますが、まあそれにしてしましても、当面五割上げた場合に、運賃に全然響かぬということとは、私して申し上げるつもりはございません。若干は響くかもしれぬ。しかし、やはり一方で相当に受益があるから、その辺は自動車業者も十分考

えてやっていたらいい。もちろん、こういう本来が消費税でございますから、結局最終の消費者に転嫁されるというのが、税としては建前なので、そういう意味からも、全部自分のなにか減らしてのめというところは言いつれませんが、若干はそれによって影響があるかと思ひます。しかし、ただいま申しました受益も相当あるから、全部なにする必要もなからうというように考えますと、その影響はごく微々たるものであらうと思ひます。完全に転嫁をし

たいたしましたしても、運賃に対する影響は、私どもの計算では三割前後でございます。これはバスのトラックだのハイヤーだの、ものによって若干高低はありますが、大きくいって三割前後であるように記憶いたしておりました。そこに受益のことも考えて、ある程度に抑制されるというふうになれば、そう大した響きではないのではな

いか。また荷主の方も、お客さんの方うことになれば、そういう意味で利益を受けるというふうなこともござい

ます。運賃の上ることはまことにおもしろくないことで、私もそれは希望しないのでございませうけれども、何分道路の整備の必要が非常に大きい。先ほど申しました通りの実情で、何とかせにやならぬ、でその財源をどうした場合に、先ほど申した通り、一時若干の運賃が上ることがありまして、それががまんし得る程度のものであるならば、一般の運送利用者もそれに耐えていたで、大きく日本の道路がかりっぱに整備でき、そうして、いわば経済の動脈がよくなるということに寄与していただくということから

いって、やむを得ないのじゃないかというふうな考えで、お願いしておるわけでございます。

○神田(大)委員 非常に大事な今の答弁だと思ひます。われわれは、ガソリン税の値上げが大家に転嫁されるといふことに対しては、どうしても納得できない。というのは、一方において一千億減税というふうなことを言つて、そうして税金を負けるといふお

うな目に見えない大衆課税をやつていく。しかも減税されるのは、五十万から百万というふうな比較的大きい所得層である。それで、ガソリン税の値上げによって転嫁されるころの層といふものは、中小企業者、あるいは零細な勤労者であつて、そういうものに転嫁される部分が非常に多いのです。こういう観点からしても、大衆に転嫁されたいという方法ならば考えな

いこともないと思うけれども、局長がこの委員会において、大衆に転嫁されるということをお認めおる、そういう前提に立つてのガソリン税の値上げには、われわれは納得できない。しかも六千五百円というふうな膨大な値上げが果して必要かどうか、三十二年の道路整備に関する事業費を見ましても、五百四十八億円です。そのうち揮発油税の収入額が五百四億円です。このように、ほとんど揮発油税の収入だけで道路整備の事業費をまかなうことができる、こういう点からい

たしまして、これは再考しなくちゃならぬのじゃないかと考える。今までも相当揮発油税をとつて、これによって道路の改修をやつておりますけれども、そのうちに特別失対事業関係とか、あるいは臨時就労対策関係等に相当税金が回されておるのじゃないかと、そういう観点に立つて、私は大衆にも転嫁される、また業者とい

は、今も、今のところあなたは相当の利潤が出ると言われておりますけれども、それは、大衆に転嫁すれば利潤が出るであらうけれども、そうでなければ、結局業者としても、この六千五百円というふうな高額な値上げによって

は営業が成り立たないというふうなこ

とを、業者の方からの資料によつても示しております。こういう点で、もつと国民大衆も納得し、業者もやむを得ないというふうな、そういう納得をさせる努力を政府当局がどこまでもしなうことは、税の公平な負担の面から、あるいは大衆課税を軽減する上から、再考を要する問題じゃないかと

と思ひます。この点についてどうお考えになりますか。

○原政府委員 まず大衆に対する課税であるという御非難であります。大衆という言葉は中小企業者、その他所得の少ない人という意味でおっしゃられるようですが、それでしたら、そういうことではない。大業者でありまして、運送業に頼む場合は、運賃が値上げになればその負担をするわけであり

ますから、これは国民全部が負担することになると思つておられます。それから一般財源からなるべく出せという御趣意はよくわかります。わか

ります。先ほど来申し上げたように、四億円と四十億円を比べて、財政、予算をやる方もせいぜい勉強しておるわけですが、何分道路の費用は、四、五年前に比べても、もう本年は三倍以上になつてきておるのでござい

ます。二十七年はたしか百億ちよつと

だつたと思ひますが、それが五百四、五十億ということになつておりますので、本来ならば、揮発油税も一般財源として苦しいときには使いたいた、予算を組む方では一慮考へる問題だと思

わかりませんが、この程度しかできない
かつたということであるかと思いま
す。なおその中で、揮発油税を特別失
対とか臨時就労に使っているという御
非難がございましたが、これは、私ど
もは、公共事業全般がやはり失業の吸
収ということを大きな目的としなけれ
ばならない、沿革的にもそうでありま
すし、それから政策的な見地からもそ
うしなければいけないのだと思いま
す。そういうような意味で、各種の就
労対策にこれが使われるということ
は、当然のことではなからうか、それ
を御非難いただきましては、一体どう
するのか、道路を建設するのに失業者
を使っちゃいかぬということは、ちょっ
とおかしいのじゃなからうか、よく
御非難がありますが、私はそういうふ
うに考えております。いろいろな考え
方はあろうかと思うのでありますが、私
はかねがねそう思っておりますので、
ちょっとつけ加えて申し上げしてい
たきます。

○神田(大)委員 私は、資料が出てか
ら詳しく御質問しますが、特別失対関
係、臨時就労関係に揮発油税を使っ
ておることに対して弁明がありました
が、私は、何も特別失対事業でもって
道路を作るのはまずいとか、そういう
ことを言っているのじゃない。これ
は、少くとも失対事業とか、あるいは
就労対策というようなものは、国の一
般財源から当然出してやるべきもので
す。わざわざ特定な業者から取ったと
ころの揮発油税でもってこれをやるう
というのは、筋が違うのじゃなからう
か、こういうことです。道路整備に
は、揮発油税以外の一般財源からもつ
とより以上に出して、それをなすべき
なんです。ところが、道路の整備をす
るのだと言つて取つておるところの揮
発油税を、ほかのものに使つておると
いうようなことは、これは納得できな
いのじゃなからうか、こういうように
考えておるのであります。その問題を
私が指摘したことについての局長の答
弁は、当を得ていないと思うのです
が、いま一度お答えを願いたいと思
います。

○原政府委員 私は、やはり道路を
作っているのだ、だからガソリン税の
収入を道路を作るのに使う、道路を作
る場合に、何も請負業者が固定的に
持っている労働者だけで作るというこ
とはないのではないか、失業者があれ
ば、それにも仕事を与えるということ
でいいではないかというふうにと
えるのでございます。

○神田(大)委員 これは、どうも大へ
んな間違いだと思つたのです。道路を作
ることは何ら差しかえない、しかし
失対事業に使う金は、これは一般財源
から出すべきだ、それを揮発油税から
出すということは、これが失対事業で
ある限りにおいては、あるいは就労対
策である限りにおいては、これは筋が
違うのじゃなからうか、こう思うの
です。

本会議が始まつておりますから、あ
との質問は後刻にいたしまして、私は
この程度にいたします。

○横橋委員長代理 午前の委員会はこ
の程度にとどめ、午後は本会議散会後
再開することとして、暫時休憩いたし
ます。

○山本委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。

連合審査会開会の件についてお諮り
いたします。御承知の通り、当委員会
において審査中の特定多目的ダム建設
工事特別会計法案は、建設委員会にお
いて審査中の特定多目的ダム法案と密
接なる関係がありますので、さきに同
委員会に対し、特定多目的ダム法案に
ついて連合審査会の開会を申し入れい
たしましたが、同委員会より、特定多
目的ダム建設工事特別会計法案につ
いて、連合審査会を開会いたしたいの
申し入れがありましたので、これを受
諾して開会するに御異議はありませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めま
す。よつてさように決しました。

なお連合審査会開会の日時は、委員
長間の協議により、明後二十二日金曜
日、午前十時より両法案について建設
委員会及び商工委員会との三委員会の
連合審査会を開会することになりまし
たから御了承下さい。

本日はこれをもって散会いたし
ます。

午後四時五分散会

| | | | |
|----|----|--|---|
| 頁 | 行 | 誤 | 正 |
| 一四 | 九 | 「所得金額の計算(第九条)第十 所得控除(第十一条の三)第十 二条の二」 | 「所得金額の計算(第九条)第十 所得控除(第十二条の三)第十 二条の二)」 |
| 一五 | 一一 | 人格のない | 法人でない |
| 一五 | 一二 | 人格のない | 法人でない |
| 五五 | 三四 | 人格のない | 法人でない |
| 五五 | 三五 | 人格のない | 法人でない |
| 五五 | 三八 | 人格のない | 法人でない |
| 三三 | 表 | 第十一條の三第二項第三号 | 第十一條の三第二項第四号 |
| 三三 | 表 | 第十一條の三第二項第三号 | 第十一條の三第二項第四号 |
| 三五 | 一 | 第六十二條の規定 | 第六十二條の二の規定 |
| 四九 | 表 | 中下から二 | 353, 500 |
| | | | 353, 000 |